

<http://www.hurp.info/>

…事件、裁判を知るための映像と講演…

いま、裁判と人権を考える

—55年経った現在、「白鳥事件」から何を見るか



賛助会員のみなさま。
いよいよ、イベントが近づいてきました。55年前の事件—裁判を通して、刑事裁判における人権とは何かを考えてみませんか。
また、HuRPがこの1年間取り組んできました「白鳥事件」プロジェクトについて、報告いたします。今後の取り組みをぜひご支援ください。

- ・とき 4月27日(金) 18:30~21:00
- ・ところ 伊藤塾高田馬場校
- ・資料代 500円 (HuRP会員300円)
- ・内容
第1部 映像で観る「白鳥事件」
第2部 講演「白鳥事件の当時といま」

1952年に札幌で起きた「白鳥事件」。この事件は、刑事裁判と人権を考えるうえでさまざまな問題を投げかけています。日本の刑事再審裁判に大きな影響を与えた、「白鳥決定」とは何だったのでしょうか。当時の世相と政治状況にもふれながら、いまそこから何を見るべきか、語って頂きます！

谷村正太郎さん (弁護士)
大出 良知さん (東京経済大学)

このほか、現代の再審えん罪事件についてのお話、わたしたちNPO法人HuRPの簡単な活動報告も予定しています。

※事前予約をメールにて受け付けます！
HuRP事務局 hurp@hurp.info までご連絡ください。
満席の場合、別室で同時中継をご覧頂く場合があります。

それではみなさま、高田馬場でお会いしましょう！

■伊藤塾高田馬場校
JR/営団地下鉄東西線/西武新宿線
高田馬場駅早稲田口より徒歩3分
〒171-0033 東京都豊島区高田3-14-29
http://www.itojuku.co.jp/15sch_baba/map/213.html



賛助会員へのお知らせ

近年、大学生の学力低下を憂いている人たちは、この「経済的な足切り」が、平等かつ公正な競争を阻害しているというふうには考えないのでしょうか。

実のところ日本政府は、国際人権規約を批准する加盟国となっているにもかかわらず(アメリカ合衆国は批准していない)、高等教育の無償化を定めた条文については留保しているのが現状です。そのため国連からは高等教育の学費を無料にする方向でどのような努力をしたかを報告するよう迫られています。「経済大国」を標榜する日本が、高等教育に関して、このような姿勢を続けているのはどうしてなのでしょう。

願わくば、人権規約に基づく国連からの要請に対して、日本政府は教育における人権に関する自らの責任を認め、誠実な回答を行い、学費について漸次的な値下げを行うなど、国民の高等教育を受ける権利を回復していただきたいものです。

(信州大学教員)

ようか? 国連の人権規約の中には、「高等教育は、すべての適当な方法により、特に、無償教育の漸進的な導入により、能力に応じ、すべての者に対して均等に機会が与えられるものとする」として、高等教育の無償化が機会の均等と関係づけられています。つまり、人間は、読み書きそろばんのような初等中等教育だけではなく、高度な専門知識や深い教養(この中に平和や人権を尊重する思想も含まれる)を学ぶ高等教育に至るまで平等に享受する権利を有するという考えがそこには表明されているのであって、ヨーロッパ諸国はそうした考えかたに従っているのではないのでしょうか。

私自身は、この国際人権規約の立場に立脚し、日本政府の「受益者負担」という考えには反対します。人間である以上、読み書きそろばんのような実践的知識だけではなく、高度に専門的な知識や教養に至るまで、あらゆる全人的な教育を受ける権利を有すると考えます。あまりに高額な学費を高等教育に設けることは、その権利を侵害している以外の何者でもありません。

news: 上映会情報

ドキュメンタリー映画「憲法と共に歩む」
第1篇「戦争をしない国 日本」
<http://www.filmkenpo.net/>

<日時・会場>
5月3日(木・祝)

伊藤塾東京校
・第1回 14時~
・第2回 17時30分~
※19時から、伊藤真氏の講演があります!

<主催>
法学館憲法研究所・伊藤塾

<入場料>
一般1000円(伊藤塾塾生は500円)

<お問い合わせ>
法学館憲法研究所
電話: 03-5489-2153 FAX: 03-3780-0130
E-mail okawa@jicli.jp



JR洗谷駅より徒歩3分 →
〒150-0031
東京都渋谷区桜丘町17-5

特定非営利活動法人「人権・平和国際情報センター」(HuRP: ハーフ)
Human Rights and Peace Information Center JAPAN (HuRP)
〒101-0065 東京都千代田区西神田2-7-6 川合ビル41号室 TEL&FAX 03-3234-3231
e-mail hurp@hurp.info HP <http://www.hurp.info/>

一教育者として、かんがえること。

——憲法26条は、高等教育を受ける権利を平等に認めている

現在日本の大学生は、少なくとも年間53万円の学費を支払っています。これに加えて初年度は、入学金が30万円弱かかります。年間53万円という金額は国立大学法人の学費の場合で、私立大学ではもっと高額な学費となり、美大、芸大、医学・薬学系ではさらに高額となるでしょう。私が国立大学の学生だったのは今から20年ほど前のことですが、当時は年間で約34万円の学費を納めていました。たった20年ほどの間に、およそ20万円の値上げが行われたこととなります。米や酒、タバコ、交通運賃の値上げと比べると、これは驚くべき値上げです。政府はさらなる値上げを行い、国立大学法人と私立大学の間の「格差」を埋めたいとさえ考えているようです。

……学力より親の経済力

今から20年前はどちらかと言えば景気の良かった時代で、それから現在に至るまでの間に、勤労者世帯の平均年収がどれほど上がったというわけでもありません（むしろ最近では下がっています）。この学費値上げが大学生を持つ家庭の家計を確実に圧迫していると言えるでしょう。しかし問題はむしろ、年間53万円という学費は非常に

高額であり、日本国内の18歳になる子供を持つ全ての家庭が支払えるという金額ではありえないという点です。つまり、大学入学希望者は、学力検定試験の点数によって可否が判定される以前に、親の収入の大小という経済的な基準によって足切りを受けていることとなります。年間53万円を払えない家庭の子供はそもそも大学には入れないということになります。

……これが「学生支援」？

高等教育の学費の高騰と並んで注目すべきことは、日本における奨学制度の貧弱さです。独立法人日本学生支援機構（かつての日本育英会）の「奨学金」は、無利息（第1種）あるいは有利息（第2種）による学資貸与システムで、卒業後に返還の義務が有るので、学生に対して一種の給与として与えられる「奨学金（スカラシップ）」ではありません。2006年度の貸与者は第1種が約46万人で、第2種が約63万人だったと報告されています。教職等の「免除職」に就いた者については貸与金の返還が猶予され、最終的には免除される制度もすでに廃止され、有利子枠の拡大が顕著となり、利息年利3%という上限の撤廃などが計画されています。これでは「奨学金」ではなく、「教育ローン」ではありませんか。最近では、卒業後に借金を抱える子供がただちに就職できない場合のことも考え、保護者が学生支援機構からの借金を望まないというケースも増えていると聞きます。

……現状で得する人々もいる

日本における高等教育の学費の高騰について、マスコミも時々問題として取り上げますが、必ずしも親身になって報道しているとは思えません。報道の仕方があまりにあっさりしていて、繰り返し徹底的な報道がなされないからです。これほど重要な問題なのに、なぜなのでしょう？ いずれにせよ、ヨーロッパの先進国において高等教育の学費が無料か無料に近いレベルというのが原則であるという事実は、日本国内ではあまり知られていないのではないのでしょうか。そのため、国内で不満の声も大きくなるのではないでしょうか。

あるいは、大学入学希望者を持つ家庭も政治家もマスコミも教育関係者も、誰もがこの高額な学費の問題と、奨学金の不十分さについては十分に気づいているのかもしれませんが、むしろ、敢えて黙っているのかもしれませんが、つまり、高額所得者層にとっては、学費が高額であるという現状が狭く限り、自分たちの子供が、低所得者層の子供と熾烈な競争を強いられることなく大学に入学し、学生生活を送りことができるからです。少子化により大学全入時代になったと言われますが、これは大学に学費を支払える人は全員入学できる時代という意味に過ぎません。あるいは、マスコミも財界も、高等教育をお金儲けの手段としか考えていないのかもしれませんが、奨学金の教育ローン化現象も、その一例でしょう。

……高等教育を受ける権利は等しく認められる

このようなことを言うと、「高等教育は義務教育ではないのだから、個人が自分の教育のために自分でお金を支払うのは当然である」と言われるかもしれませんが、確かに、中曽根首相以来、政府与党は「高等教育の受益者負担」という原則を掲げてきたように思われます。その考え方によれば、高等教育を受けることは社会的成功への有利な条件である以上、高等教育を受ける者は「受益者」である。それゆえ「受益者」がその費用を負担すべきである。仮に高等教育費を無償化すると、高等教育を受ける者と受けない者との間で不平等であるということになる。と言うのです。しかし、どうも「受益者」を巡って、ヨーロッパ諸国と日本政府との間に教育に対する大きな考えの違いがあるように思われるのです。どうして高等教育を受ける者と受けない者にあらかじめ分類するのでしょうか？ 本来、国民全てが高等教育を受ける者ではないのでしょうか？ 国民の全てが高等教育を受けるならば、直接間接に国民全てが受益者となるのではないのでしょうか？ 私自身の考えを述べるならば、人間は誰でもが高等教育を受ける権利を有しています。

日本国憲法第26条には、「すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する」と記されています。これは初等・中等教育だけなのでし

裏面へ続きます>>

人権・平和をめぐる主な動向 2007.3.19~4.9

人権 Human Rights

障害者への差別や偏見、8割強「ある」■4月7日、内閣府は障害者に関する世論調査の結果を発表。「世論」の8割強は、障害者への差別や偏見が「ある」。http://www8.cao.go.jp/survey/h18/h18-shougai/index.html

米国務省が人権問題の報告書を発表■4月5日、米国務省は各国の人権問題に関わる年次報告書を発表した。治安と人権の関係など吟味したい。

名張毒ぶどう酒事件で学者が声明■4月5日、刑事法学者等96人が名張毒ぶどう酒事件の再審開始決定の確定や特別抗告中の奥西勝元被告(81)の釈放を求める声明を提出した。

国際人権団体がロシアの状況を警告■3月27日、国際ヘルシンキ人権連盟が2007年次報告を発表し、ロシアの人権問題の悪化を批判した。

東京地裁、21人について原爆症の認定■原爆症認定申請却下は不当として争われていた裁判で、3月21日、東京地裁は21人について原爆症と認定。

国連人権理事会で様々な権利を討議■国連人権理事会で、子どもの権利、移民の権利、スーダン・ダルフールの人権侵害問題などを討議。

平和 Peace

大江健三郎さん、「集団自決」検定に抗議■06年度教科書検定で、旧日本軍が沖縄戦の集団自決を強制したとする記述に検定意見が付された。4月4日、大江健三郎らが抗議文を提出。

欧州諸国の相互理解進む■3月25日、欧州統合の基礎を築いたローマ条約の締結50周年にあたり、各国首脳がベルリン宣言。http://ec.europa.eu/commission_barroso/president/focus/50th_en.htm

核廃絶の訴えに各国首脳から20通の返信■長崎の高校生が世界各国指導者への核兵器廃絶の手紙に、20通の返信があった。



カラダに平和を11 —自炊のスズメ—

納豆とキムチの玉子焼き

私は納豆が好きです。買出しに行くと、なじみの八百屋さんで3パック50円の納豆を、必ず買いました(第5回<2006年10月号>にした八百屋さんです)。ねぎだけのシンプルな食べ方が私は一番好きなのですが、納豆のにおいの強さから、さすがにそのままお弁当には入れられません。そういう時にこんな一品にします。

(材料) 納豆、キムチ、玉子
(手順)

1 納豆をいつものようにかきまぜ、キムチを和えます(しょうゆはお好みで、ただし少なめに)。
2 1にとき玉子を入れます(玉子焼きには

「ねばねば」が嫌いな人も。



お砂糖がおきまりですが、これにはあまり入れないほうがよいでしょう。
3 普通の玉子焼きと同じ要領で作ります。

玉子焼きにしても納豆のにおいは残りますが、お昼の食堂で嫌がられるほどではない(はず)です。

あと、これを読んでくださっている方で納豆が嫌いな方がいたら、ぜひ試してみてください。すこしはにおいが気にならなくなるので、食べられるかもしれませんよ。(T本)